

陳情	受理番号	191	受理年月日	令和7年5月30日	付託委員会	総務
件名	次世代を二度と戦場に送らないために日本国憲法および子どもの権利条約の遵守を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願
いいたします。

次世代を二度と戦場に送らないために

日本国憲法および子どもの権利条約の遵守を求める陳情

陳情の趣旨

平和的生存権

1. 平和的生存権の確保および、思想・良心の自由にもとづき、自衛隊入隊時に誓約書を書くことを廃止すること。
2. 生存権侵害の可能性がある場合は、事前に隊員に知らせ、その時点で選択し自己決定する各隊員の権利を保障すること。
3. 自衛隊への勧誘においては実際の職務内容の重大さとリスクを伝えること。
4. 紛争状態などの場合も、本人の情報を得る権利、自己決定権を確保すること。

幸福追求権（人格権とプライバシー権）

1. 警察官は平和的な集会において、よほどの切迫した事情（現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性がある場合）がない限り、実際に写真を撮る行為はもちろん、参加者を委縮させるカメラ携行は極力控え、参加者の安全を守ることに徹すること。
2. 反戦デモなどの平和的集会における参加者（子どもを含む）保護の警護、場所は無償で提供すること。
3. 沖縄県は自衛隊に生徒の個人情報（住所・氏名を含む）の提供を行わないこと。

思想・良心の自由

1. 大学は対話を重視し、学生を暴力的に排除したり安易に機動隊を入れたりしないこと。
2. 大学構内における表現の自由・平和的集会の自由への権利、知る権利を確保すること。
3. 拘束状況下であっても黙秘の権利が守られるようにすること。女性が拘束される場合は特に、女性であるがゆえの屈辱的な扱いがないか、厳重に監視し、そのためのシステムを構築すること。

教育の目的に関わる権利

1. 子どもの権利条約に基づき、「紛争を非暴力的に解決する」ことを教育の主要目標に掲げ、具体的な内容をその都度見直すこと。
2. 銃器や戦車、戦闘機などを子どもに見せたり、その威力を誇示したり、子どもに体験させることは「非暴力」とはいえないので禁ずること。
3. 戦争をイメージさせるものを学校にもちこまないこと。
4. 地域の催しの際、「自衛官」には個人として私服で参加するよう求めること。

「自衛官」が一般の職業と違うのは、「戦争」に関わるものであり、平和的生存権侵害の危険がある点である。たとえば、自衛官である人が、個人として地域の行事に参加することはなんら問題にならない。したがって、ここまで述べてきたことは「自衛官」の職業差別にはあたらない。

新自由主義社会における子ども期の喪失と意見表明権

1. 子どもの関わる全ての場所での「受容的・応答的な人間関係」の回復に努めること。
2. 国連が提唱するフルインクルーシブ教育の具体的な方法について見直すこと。

就職や進学における子どもの自己決定権

すべての子どもが職業・進学の選択において自己決定権を行使できるようにすること。

あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利

1. 子どもたちが、好戦的になりやすく生命を軽んじる傾向が強まる内容のゲームに日常晒されていないか、子どもの知る権利を守りつつ、注意深く見守ること。
2. LINEを通じての関わりなどネットが子どもの人間関係を損ない、日常生活が圧迫されていないか見守ること。

子どもの権利条約における沖縄県の立ち位置について

1. 沖縄における環境破壊の暴挙に対し人権侵害を許さず動物を保護する姿勢を貫くこと。
2. イスラエルと軍事使用される可能性の高いIT分野での連携を撤回すること。
3. 戦場における子どもたちの苦境に対し沖縄県として何ができるか考えていただきたい。

陳情の理由

日本国憲法第九条の「戦争放棄」について

日本国憲法第9条は「戦争」と「武力による威嚇又は武力の行使」を放棄し、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と明確に述べています。そして憲法のすべての項目は成人だけでなく、生まれたときから成人になるまでの「子ども」も対象になっていますから、当然「子ども期」においても保障されなければなりません。

ところで「子ども期」に「戦争」を放棄するとは、具体的にどういうことでしょう

か？これはすなわち、子どもを「戦争」に近づけないこと、そして「戦争に関わるもの」に子どもたちを近づけないことです。

「子ども期」を含め若い人たちを「戦争」や「戦争に関わるもの」に近づけないために実際に何ができるか、答えはすべて憲法のなかにあります。さまざまな具体的場面で憲法が保障する権利を遵守すれば、おのずから「戦争放棄」をベースに平和的な外交を実践し国際平和を実現していく道が開かれます。

平和的生存権

憲法前文では、国民が「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」ことが確認される。具体的には、苦役からの自由、移動の自由、思想の自由、表現の自由が含まれる。しかし戦争の危険が迫ると、経済状況のひっ迫などから意思に反して軍隊に入隊せざるを得なくなり、反戦運動など各種の平和運動が弾圧される。そして戦時には、物資を取り上げる徴発や労働基本権が制約される。そうした世界的・歴史的事実を見据えたうえで、平時から常にこの平和的生存権が侵害されていないか監視することが肝心である。

たとえば自衛隊入隊時の誓約書に「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め」という文言があるが、これは明らかに生存権侵害である。このような誓約書を義務づけることはできないし、また第 19 条の思想及び良心の自由という観点からみても、誓約書を書く義務が生じる余地はまったくない。

イラク戦争では自衛隊が初めて国外の紛争地に派遣されたが、イラクで隊員は「恐怖を免れる」ことはできなかった。実際、派遣された自衛隊員 5600 名中 29 名が自死に至っている。命を絶つまでに至らなくても PTSD に苦しむ隊員は水面下に残されているはずだと専門家が語っている。自殺した幹部の一人はロケット弾や迫撃砲などの攻撃を受けており、隊員が米兵から誤射されそうになったこともあるという ([\(2 ページ目\)イラク派遣隊員 29 人が自殺 帰還隊員らが語った PTSD の恐怖 | AERA DIGITAL \(アエラデジタル\)](#))。この派遣自体が生存権侵害としかいいようがない。

派遣後のこうした重大な状況を鑑み、生存権侵害の可能性のある「自衛隊員」という職業は一般の職業と厳密に区別すべきである。「一般の職業」として認めるのであれば、労働者の生存権を保障しなければならないし、いずれにしろ自衛隊員自身が憲法の「国民 (people)」であるのだから、生存権は保障されなければならない。こうしたことから、このような誓約書を書かせる行為は慎むべきであり、万が一生存権侵害の可能性のある職務につく場合は、事前に隊員に知らせ、その時点で選択し自己決定す

る各隊員の権利を保障すべきである。この重大なリスクを知らせないことは知る権利の侵害になる。実際、他国では戦場に行くまで自分がどこに行くかも知らなかった例などが報告されている。

そして現在自衛隊が行っている、ほとんど就職・進学ガイダンスの様相を呈したリクルートでは、実際の職務内容の重大さとリスクが伝えられていない。隊員数を増やすことを目的とするがゆえに、上記リスクが伝えられないのであればこれも知る権利の侵害である。

現在の世界情勢を理由に上記内容を非現実的とみなす意見もあると思うが、だからといって、国防のために憲法の定める基本的人権を侵害してよいということにはならない。国防というなら、憲法で保障される個々の権利を最優先に確保しつつ、経済安全保障や外交の観点から平和維持に全力を尽くすのがむしろ現実的な方向でないか。

もともと自衛隊は憲法に明記された組織ではない。現実的には専守防衛の組織として存在するわけだが、その場合でも、自衛隊員であると否とに関わらず、差別なく、すべての人の生存権は確保されるべきである。たとえ集団自衛権が発動されるなどの紛争状態であっても、本人の情報を得る権利、自己決定権を確保しなければならない。

また当然、「専守防衛」は認められているが、この場合「専守防衛」という条件を厳守すべきである。産経新聞の記事によると日米共同演習では中国に対する日本からの先制攻撃ともとられかねない事態を想定した訓練がなされているという。これは完全に専守防衛の域を超えた憲法違反である ([〈独自〉台湾有事を想定、空自戦闘機が中国艦を攻撃 日米共同演習の概要判明 - 産経ニュース](#))。しかも「台湾有事」についていえば、中国が台湾を武力攻撃する確率はほとんどないことは、中国が「認知戦」を目指していることから明らかで、自衛官自身が認めているところである ([中国の「認知戦」の将来：ウクライナ戦争の教訓 \(War on the Rocks\) - Milterm 軍事情報ウォッチ](#))。そもそも台湾への自衛隊派遣は内政干渉であり、許されることではない。経済面では日中韓サミットが予定されるほど、日中関係は緊密な関係が築かれている。

第二次世界大戦後、戦争を招いた結果多くの犠牲者を出したことを深く反省し、二度と戦争をしないという強い決意のもとに日本国憲法が制定された。とりわけ「戦争放棄」の条項を今こそ、どのような政治的立場にあっても、たとえ国防を重視する立場であっても、よくよく吟味すべきである。沖縄戦を生き抜いた琉球の人びとが、戦

後も苦勞し育ててこられた若い世代は沖縄県民にとってかけがえのない宝物である。二度と戦場に送ってはならない。戦後の痛切な哀しみや苦惱を伴う中で多くの人が平和を希求し、この憲法制定が悲しい記憶を背負う一人一人に希望を与えたことを今一度、思い出していただきたいと心から願う。

幸福追求権（人格権とプライバシー権）

第13条でいう幸福追求権については、人格権、プライバシー権、自己決定権が議論されてきた。

人格権とは人格に関する利益の保護を行う権利であるが、警察官が平和的な集会中に、令状もなく参加者の写真を撮ることは肖像権侵害にあたる。座り込みや牛歩を含む基地反対運動も反戦デモも国連自由権規約の第21条の平和的集会に該当する。一般的意見37号のパラ94は下記のように、撮影が集会への参加を委縮させるものであってはならないとしている。

「94. 身体に装着したカメラを含む、集会中の法執行官による記録装置の使用は、思慮深く使用されれば、説明責任の確保に積極的な役割を果たすかもしれない。しかし、当局は、その使用がプライバシーに関する国際基準に合致し、集会への参加を萎縮させないことを確保するために、明確で公に利用可能なガイドラインを持つべきである。参加者、ジャーナリスト及び監視員にも法執行官を記録する権利がある。」

現在、世界中で学生・労働者を含む市民が戦争反対を訴え、イスラエル軍によるパレスチナ人虐殺に逮捕をも厭わず抗議している。そんな中、反戦デモに高校生など18歳未満の子どもが参加することは正当な行為であり、「戦争放棄」を掲げる日本においてはむしろ望ましい行為である。警察官は平和的な集会において、よほどの切迫した事情（現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性がある場合）がない限り、実際に写真を撮る行為はもちろん、参加者を委縮させるカメラ携行は極力控えるべきである。そうではなく参加者の安全を守ることに徹するのが、法執行官としての役割である。

第13条のプライバシー権は具体的に、個人情報保護法を通し国と自治体に対し個人情報の適正な取り扱いを求めるかたちで行使される。それにも関わらず、市区町村の

約9割が自衛隊に個人情報を提供している事実がある。自衛隊法97条に「自治体が自衛官と自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」という項目があるというのは驚きである。個人情報のうちには最低限、生徒の住所・氏名が含まれると思われるが、明らかにプライバシー権の侵害である。またそれ以上の情報がどの程度含まれているかが懸念される。いずれにしろ施行法では国などが首長に対して「閲覧させることを請求することができる」とは書かれているが、「提供」する義務はない。憲法は上記施行法より上位の法なのだから、この個人情報提供を行うべきではない。

思想・良心の自由

憲法19条の具体的内容として、「国家による国民への思想の強要の禁止」「思想を持っていること、または持っていないことによる不利益取り扱いの禁止」「持っている思想の告白の強要禁止つまり沈黙の自由」が挙げられる。戦前は天皇崇拜思想が国により押し付けられ、特に共産主義思想が禁止され、共産主義者とみなされた人々の特高警察による残酷な弾圧が行われた。このような過去の歴史を顧みると同時に、世界情勢が不安定で戦争に巻き込まれかねない現状を認識し、今こそ日本国憲法を遵守すべきである。

2019年の麹町中学内申書事件では、中学卒業生が内申書に政治活動歴が記載され高校入試がすべて不合格になった。最高裁でこの記載に問題はないとされたが、憲法第13条、第19条にもとづけば、明らかに「思想を持っていること」の「不利益な取り扱い」に相当する。このような若い人への思想の弾圧が二度とあってはならない。

世界各地の反戦運動に呼応し、日本国内でも「戦争に行くぐらいなら逮捕された方がまし」「ガザ虐殺を考えれば逮捕など物の数ではない」と学生や労働者が声を挙げている。反戦を訴える市民は戦後の平和教育が育んだ貴重な果実であり財産である。意見表明をする学生を大学が暴力的に排除したり、安易に機動隊を入れたり、警察が不当に逮捕し長期間拘束する行為は平和憲法を踏みにじるものである。

大学構内または大学の外で学生が配る反戦を訴えるチラシを学生が受け取り、内容を確認するのも自由である。それを大学の教職員が禁止したり監視したりする行為は、知る権利の侵害である。米国のコロンビア大学では、トランプ大統領のパレスチナ学生弾圧に対し、多くの学生が抗議に立ち上がった。学生とともに声を上げる教職員の数も多かった。ハーバード大学では、大統領の学生弾圧に大学側が強く抗議している。路上に出て訴える学生も教職員も世界各地に存在する。社会がまちがった方向に向くとき、それを正すために学生が声を上げるのは当然であり、教職員はむしろ学

生の訴えに真摯に耳を傾けるべきである。

また内心の自由の観点から、平和を求める思想もそれ以外のいずれの思想も、市民にそれを公表する義務はない。拘束状況下、黙秘の権利は守られなければならない。戦前は、反戦を訴えた女性が警察で屈辱的な拷問を受けた例もある。最近ではウクライナの女性ジャーナリストがロシアに拘束され、残忍な拷問を受け死に至った ([ロシアの占領の実情を伝えたウクライナ人ジャーナリスト、27歳で獄死 - BBC ニュース](#))。シリアのアサド政権崩壊後、拘束された人たちの証言から非人道的な戦争犯罪ともいうべき行為が明らかになってきている ([シリアの病院で発見の多数の遺体、どんな状況だったのか 反アサド政権勢力が説明 - BBC ニュース](#))。拷問は決して過去の問題ではない。女性が拘束される場合は特に、女性であるがゆえの屈辱的な扱いがないか、厳重に監視する必要があるし、そのためのシステムを構築することは急務である。

子どもの権利条約と戦争

第二次世界大戦の最大の犠牲者は子どもたちでした。戦時下のドイツでは、「障がい」を理由に病院に送られ、安楽死させられた子もいます。戦争に役立たない子どもは排除されたのです。もう二度と子どもを犠牲にすまいという強い気持ちをこめてつくられたのが子どもの権利条約です。子どもの権利条約の父と呼ばれるコルチャック先生は「どのような大義も、いかなる戦争も、子どもたちが幸福に暮らす当然の権利を奪うに値するものではありません」という言葉を残しています。子ども一人一人が安全な環境でのびやかに成長することができれば、それこそが世界の平和に直結します。

子どもの基本権をここで確認しておきます。(市民・NGO 報告書をつくる会作成「新自由主義社会における子ども期の喪失」より。以下引用部分は斜字)

- 子どもを固有の尊厳をもった一人の人間主体として認めること(道徳教育の強化は「規範」と規定したものへの服従を強いるもので「権利主体としての子ども」とは相反する)
- 子どもが今を幸せに生きること
- 子どもが「人格の完全なかつ調和のとれた」人へと発達すること、
- そのために「幸福、愛情および理解のある環境」が保障されること

教育の目的

就学期の子どもたちは一日の大半を学校で過ごすため、学校でどのような教育が行われるかは非常に重要である。学校「教育」を考える場合、批准国である日本は、憲法の次の位置にあるこの子どもの権利条約を重視しなければならない。

本条約の第29条1項の「教育の目的」の(b)項に「人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重」と記されている。具体的な指針を示す一般的意見1号では、教育を「子ども中心の、子どもにやさしい、かつエンパワーにつながるようなものにしなれば」(パラ2)ならないとする。またパラ4で述べられるように、第29条1項は、教育は広範な価値観を指向して行われること、それによって「世界の多くの場所で築き上げられた宗教、民族および文化の境界を克服するものである」としている。そして「この規定の重要性」は「対話および違いの尊重を通じて多様な価値観をうまく調和させる」ことにあると述べ、「歴史的に人民の集団を他の集団から引き離してきた多くの違いを乗り越えるうえで、子どもは他に比べるものない役割を果たすことができる」とする。このように本条約は、子ども自身が平和に貢献することができるように、発達段階に従って具体的な内容を提示している。

パラ8では、教育が「子どもの固有の尊厳を尊重し」「自由な意見表明や学校生活への参加を可能にするような方法で提供されなければならない」と述べている。さらに重要なのは、「非暴力を促進するような方法で提供されなければならない」点である。パラ9では「ライフスキル」とは「十分にバランスのとれた決定を行い、紛争を非暴力的に解決し、健全なライフスタイル、良好な社交関係および責任感を発達させる能力」であり、「批判的に考える方法であり、創造的な才能であり、かつ、人生の選択肢を追求するために必要な手段を子どもに与えるその他の能力」とされている。

子どもの権利条約を批准する日本の学校教育においては、これらの目標を第一に掲げる必要がある。具体的な教育内容は、核となる上記の目標が据えられて初めて計画されるべきである。子どもの体験が少ないから野外体験を企画するなどという話はその後に出てくるものである。そして計画する際には常に基本に立ち返り、国連の人権規約である子どもの権利条約に定める内容に合致しているか見直す必要がある。

したがって銃器や戦車、戦闘機などを子どもに見せることや、その威力を誇示すること、子どもに体験させることは「非暴力」からはほど遠い。戦争をイメージさせるものを学校にもちこむべきではないし、戦闘服を着た「自衛官」が校内や子どもが多く集まる場所に入るべきではない。

宮古島では最近、地域のイベントに戦闘服の自衛官が参加する計画があり、市民団

体からの抗議があったにも関わらず強行された。市民の意見を無視したことも大問題だが、これが憲法の「戦争放棄」を無視した行為であることを顧みず、強行した理由はなんだったのだろうか。自衛隊を地域住民の認識に組み込ませるといような意図があったというなら、それこそ大問題ではないか。憲法に明記されていない「自衛隊」という集団が公務として参加するという認識は、憲法をベースに考えれば生まれようがない発想であり、平和をめざす国の在り方そのものから逸脱している。地元の人たちと対話したいというのであれば、戦闘服着用を回避し、自衛隊員としてではなく個人として参加すべきである。

繰り返しになるが、「自衛官」が一般の職業と違うのは、「戦争」に関わるものであり、平和的生存権侵害の危険がある点である。たとえば、自衛官である人が、個人として地域の行事に参加することはなんら問題にならない。したがって、ここまで述べてきたことは「自衛官」の職業差別にはあたらない。

新自由主義社会における子ども期の喪失と意見表明権

「第3回子どもの権利条約 市民・NGO 報告書をつくる会」作成の「新自由主義社会における子ども期の剥奪（完全版）」（2009年11月22日〈初版〉）を参考に、新自由主義における子どもの権利侵害について振り返りたい。

（以下引用部分は斜字で表示）。

上記団体は、「子どもの権利条約の実践」が「おとなを含む全人類の一人ひとりが、この地球上で、平和のうちにそして尊厳をもって生きることを真に可能ならしめる一番の早道であり、また最良の手段」であると宣言している。そして本条約の中にこそ「すべての人間が人間としての尊厳を持って生きることを許さない日本の新自由主義体制の対抗軸となりうる原理が含まれている」とし「日常レベルで、子ども自身の発する声に耳を傾け、子どもとの間に『受容的・応答的人間関係』を形成することの大切さを社会全体が共有することこそすべての出発点」と述べる。それに対し国は「新自由主義体制の中で、親、教師、保育士、施設の指導員などが『受容的・応答的な人間関係』をつくる責任を果たせないような経済的・物理的条件を強化し、それを社会構造化している」と述べ、高度成長とともに日本に生じた変化の核心を暴いている。

この報告書が作成されたのは2009年であるが、その後の十数年間、子どもたちは「子ども期」は取り戻したのだろうか？事態はまったく逆で、今多くの子どもたちが「子ども期」の存在そのものを知らずに過ごしていないだろうか。

さらに新自由主義のもと、「国際競争に打ち勝つ」ため「効率よく企業利益に奉仕する人材育成のための政策」がとられるようになった。「競争と評価により子どもを早期の段階で選別し」、「勝ち組」と「負け組」に分別し、「負け組」の子どもは普通教育から排除し、「フラストレーションや不平不満を抑え」るため、「公共につくす心」や「規範意識の強化」を強調し、「すべての子どもにそれらを内面化することを最も重要な教育目標とし」た。その結果「心理的虐待」を「しつけや親の愛情として是認したり、非行少年に対する厳罰化・施設収容の多用化・警察権力の強化を一層強めている」。「安価な女性労働の確保や教育・福祉予算削減」のための「性役割分業や障がいをもつ子・外国人に対する差別、さらには経済的格差を強化している」。

スポーツなどの部活動でも勝利を求める風潮が強く、集団行動が強調され、往々にして個々の権利が無視され、対応がなされず自死につながった例もある。こうした不幸は今後、絶対に避けなければならないが、そういったあらゆる面で、「受容的・応答的な人間関係」の回復が求められている。

子どもの意見表明権においても「受容的・応答的な人間関係」は重要である。子どもの意見表明という、すぐにわがままな子が育つと考える向きがあるが、子どもは「欲求の表明という自ら有している本能的な力」を通じて成長する。思いを伝えたいからことばを覚え、人に働きかけるために、ことばを含むさまざまな表現をしたいと思うようになる。この力を抑え潰すような教育はまったく意味がないどころか有害である。子どもはこの本能的な力を通じて、「成長発達の中で出会う身近なおとなとの間に人間関係をつくり、主体的に自らの成長発達に参加するために」ことができるようになる。

そして生まれた時からこの権利を自覚しながら育つことは、自己決定能力を育むことにもなる。人生において重要な選択をするとき、たとえ厳しい状況下であっても「自己決定能力」は希望の灯を消さず、自ら切り開く力をもたらすものと確信する。社会の側は逆に、すべての子どもに自己決定権があることを伝えていく義務がある。わたしたちは国際情勢が危うい今こそ、子ども一人一人が夢をもち、それに挑むことのできる社会をつくっていかなければならない。

また人権教育では「自分と他者の権利を尊重すること」が不可欠であるが、そのためにはまず、自分の権利が確保されなければならない。自らの権利が守られて初めて他者への共感が高まり、他者の権利も尊重できるようになる。そして互いを認め合う

集団が生まれ、子ども同士が活発に関わる空間が生まれる。その中での個人の成長にはめざましいものがある。「あなたは、あなたのままで、生きていく価値があるんだよ」というように、その存在をまるごと抱えてくれ、安心と自信と自由を保障する人間関係があれば、どの子どもも豊かな子ども期を過ごすことができる。

そうしたなか、障がいを伴う子どもなども含めた多様性を軸に、ひとつの教室の中で子ども同士の関わりを中心に据えるフルインクルーシブ教育は、共感性を培う上できわめて貢献度が高いものと確信する。国連が提唱するインクルージョンの精神に基づき、具体的な方法について見直しをお願いしたい。

就職や進学において、子どもの自己決定権は保障されているか？

沖縄県では長年、子どもの貧困が問題になっており、子ども食堂を含む居場所開設など、さまざまな対応がなされてきた。しかし構造的な差別から来る経済格差を根本的に解決するには至っていない。経済的に苦しい家庭の子どもが高校卒業後に自衛隊を選ぶことが多いのは沖縄に限らず、全国で見られる傾向であり、自衛隊は長年、学費や生活費に困る生徒たちの受け皿になってきた。自衛隊に入れば生活に困らない給与がもらえ、無料で寮に入れる。被服類、寝具、食事も無料である。

経済危機により景気が悪化すると、進学から就職への進路変更が増え、求人状況も悪化する。経済的な圧迫は、兵隊が必要になったとき市民を圧迫し徴兵につなげる手段になっていないか。実際のところ現在に至るまで、就職解禁日以前の自衛隊による勧誘が増加している。自衛隊員が地域の行事に戦闘服で参加したり、さまざまな体験ゲームを催したり、中学生に職業体験をするのもその一形態である。大学や専門学校の自衛隊での体験なども行われている。不安定な時期に入った国際的状況下、自衛隊のイメージをソフト化し住民に受け入れてもらおうというさまざまな働きかけが行われている。こうした試みは当然であるが、明らかに子どもを「戦争に近づける」。憲法第九条の「戦争放棄」にそぐわないどころか逆行する流れである。

また最大の問題は、「武力紛争からの保護に関する選択議定書」第3条3項の「18歳未満の者の自衛隊への採用に当たって求められる真の任意性」が貧困家庭の子どもに確保されないことである。すなわち教育の機会均等が保障されていない。高校進学がほとんど義務教育化している現在、自衛隊生徒が通信教育で高校卒業資格を得る方法は決して望ましいとはいえない。差別なく、すべての子どもに普通高校を中心とする教育への権利を保障すべきである。

あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利（一般的意見13号）の観点から （インターネットやスマートホン経由のあらゆる暴力防止を！）

本権利条約の第19条1項は次のように定めている。

1. 締約国は、親、法定保護者または子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的もしくは精神的な暴力、侵害もしくは虐待、放任もしくは怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。

SNSを通じた性的搾取の問題について

性的な虐待および搾取について、一般的意見13号のパラ25に具体的な例が挙げられている。

- (a) 何らかの不法なまたは心理的に有害な性的活動に従事するよう子どもを勧誘または強制すること。
- (b) 商業的性的搾取において子どもを使用すること。
- (c) 子どもの性的虐待を描いた音声素材または視覚画像で子どもを使用すること。

日本でも世界でも現在、SNSを通じた性的搾取が深刻な問題になっている。

NPO法人ぱっぷすPAPSの調査によれば、自撮り・SNSを起因とするデジタル性被害が急増している（[「自撮り」を送らされ被害に...児童ポルノマーケットの闇 - 性暴力を考える - NHK みんなでプラス](#)）。また重大な脅威として金銭セクストーション（Financial（金銭）＋Sex（性）＋Extortion（脅迫））が報告されている（[セクストーション被害が急増 | PAPS](#)）。もともと米国がターゲットとされFBIが調査したものであるが、今は日本がターゲットになっている。この被害は女性だけではなく男性も対象になる。

また英国ではSNSを通しミソジニーが蔓延し、学校では子どものSNS使用を制限しようという動きがある（[イギリスの学校で増加する女性蔑視。「知らなければレイプにはならない」発言も。背景にあるのは「ハフポスト WORLD」](#)）。

上記のような性的搾取は戦争とは直接関係がないと思われるかもしれないが、実は性暴力、ミソジニーと呼ばれる女性蔑視・女性差別は確実に戦争につながっている。戦争をするには膨大な資金が必要であるが、性的搾取は戦争を動かすためのお金を潤沢に生み出す。また兵士が好戦的で攻撃的になるための訓練を受ける基地周辺で、性

暴力が増えるのは当然の帰結である（レギーナ・ミュールホイザー「戦時の性暴力と性搾取」[ics_29_4_regina.pdf](#)）。実際米軍自体が米兵の欲求不満から生まれる逸脱行為を抑えきれなくなっている。

情報通信技術を通じた暴力について

一般的意見 13 号のパラ 31 (b) では、情報通信技術を通じた暴力について下記のリスクが挙げられている。いずれも今後嚴重に監視していかなければならないリスクである。

「子ども、および、子ども個人または諸カテゴリーの子どもの真似をする者のみだらな写真または擬似写真（「加工」）およびビデオを撮影し、制作し、その撮影を許可し、配布し、見せ、所持しまたは広告するプロセス」

「情報の受け手としての子どもは、実際にまたは潜在的に有害な広告、スパム、資金提供の呼びかけ、個人情報、ならびに、攻撃的な、暴力的な、憎悪にあふれた、偏見に満ちた、人種主義的な、ポルノ的な、望まない、かつ（または）誤解を招くコンテンツにさらされる可能性がある」。

「ICT を通じて他人と接触する子どもは、いじめられ、いやがらせを受けもしくはしつこく接触を図られ（子どもの「誘惑」）、かつ（または）、威迫、策略もしくは説得により、見知らぬ者とオフラインで会うこと、性的活動に関与するための「仕込み」を受けること、および（または）個人情報を提供することを受け入れさせられる可能性がある。」

「行為主体としての子どもは、他人へのいじめもしくはいやがらせ、心理的発達に悪影響を及ぼすゲームの利用、不適切な性的素材の作成およびアップロード、誤解を招く情報もしくはアドバイスの提供、ならびに（または）、不法なダウンロード、ハッキング、賭博、金銭詐欺および（もしくは）テロリズムに関与するようになる可能性がある。」

また既述の英国の学校における SNS 禁止の記事の中では、たとえ難しくても保護者

の監視が必要だと結論づけている。知る権利を確保したうえで、犯罪から子どもを守るためにできる限りのことを迅速に行う必要がある。その際、周囲の大人の役割は非常に重要である。一般的意見パラ 34 では養育者の義務について述べている。

「子どもはまた、養育現場で物理的監督を受けていない間（たとえば目が届かない場所で遊んでいるとき、または監督されないままネットサーフィンをしているとき）も、主たる養育者またはそれに代わる養育者による「養育中」と見なされる。通常の養育現場として挙げられるのは、家庭、学校その他の教育施設、乳幼児の養育現場、学童保育所、余暇施設、スポーツ施設、文化施設およびレクリエーション施設、宗教施設ならびに礼拝所などである。」

「第3のタイプの現場として、近隣地域、コミュニティ、ならびに、難民および紛争や自然災害により避難を余儀なくされた人々のためのキャンプまたは居留地がある。」

資料1に見られるように、米国のリクルーターは保護者や学校の眼の届かないところを狙って巧妙に子どもに働きかけている。上述の犯罪防止はもちろんであるが、戦闘ゲームなど、好戦的になりやすく生命を軽んじる傾向が強まる内容のものに日常晒されることは、子どもの発達の過程において決して好ましいものではない。

ウクライナ戦時下にある子どもたちは、戦闘機の飛ばない空を切実に願っている。シリア戦争時には、学校に行くと好戦的な雰囲気や呑まれてしまうと心配し地下の仕事場で息子に手伝いをさせる父親がいた。監視がいきすぎるとはよくないし、子どもの知る権利は当然確保しなければならないが、大人として子どもに対しどのような社会を描いているか伝えていくことも、今のこの時期不可欠ではないかと考える。

米国で行われる経済的徴兵の実際とSNSの有害性について

資料1に示すように米国では高校生をターゲットにした軍へのリクルートが行われている。戦争をあたかもネットのゲーム画面と変わらないものと刷り込む働きかけが子どもたちの日常に入り込む形で行われている。日本でも子どもたちのSNSを使う時間が異常に増えている。戦闘系のゲームを楽しむ子どもも多いのではないかと。ゲーム感覚をそのまま、子ども同士の関わりの中に持ち込むと、生身の他者が傷つくことへの実感がもてなくなる。現実とヴァーチャルな世界の区別がつきづらくなる。LINEを通じての関わりも時間制限がなく、プライベートな時間がなくなるほど拘束され

ると、精神的に疲弊し、いじめの温床になるリスクもある。

米国は建前上、経済的徴兵であるが、選択徴兵登録制度 (Selective Service System (SSS)) なるものがあり、リクルートはさかんに行われている。しかし米国市民は戦争に疲弊しており、対象となる低収入層の若者は食生活の貧困から徴兵検査に合格する割合が低くなっている ([米国、太りすぎで軍に入隊できない若者が増加 国防に不安も \(猪瀬聖\) - エキスパート - Yahoo!ニュース](#))。自国で兵士を賄える見通しは立っていない (資料5と6)。

また、たとえ戦時にディスプレイ上で敵を攻撃し殺害しても、人を殺した事実は変わらず、後に PTSD で苦しむことも調査でわかっている ([米無人機攻撃の実際、操縦者が語る 退役後はPTSDに\(1/3\) - CNN.co.jp](#))。そして米国では PTSD による自死者の数は戦死者の4倍を超えたという記事もある ([戦死者の4倍以上...PTSDで命を絶つ米兵たち 対テロ戦争20年の代償 | 【西日本新聞 me】](#))。人は人を殺すようにはできていない証である。

そして米国のシンクタンク戦略国際問題研究所 (CSIS) が予想する「台湾有事」の際のシナリオをぜひ見てほしい ([中国による台湾侵攻、サイコロが示した成否は...米CSIS レポートを読み解く - JNF briefing by 末次富美雄 ウォーゲームが示した日本の防衛上の課題 \(1\) | 実業之日本フォーラム](#))。このシンクタンクが予想する戦争被害にはなぜか、日本の人的被害の言及がない。その癖日本の人的被害は米国以上であることは確実と言っている。住民の存在をまったく無視しているのである。しかも無神経なことに「war game」(戦争ゲーム) という用語をなんども使っている。「台湾有事」は米軍にとって新たなひとつの戦争ゲームでしかないのである。あまりにも身勝手な構想で呆れて言葉も出ない。

しかも既述のように米国では自国の兵隊を派遣する見通しが立っていない。たとえ台湾有事が起きても自衛隊が出ていかなければ戦争にはならないのである。その自衛隊隊員も実は不足している。リクルートも行われているが、一方で自衛隊員の不祥事が新聞記事に載る頻度も高まっている。内部のいじめやセクハラも問題になっている ([なぜ自衛隊でハラスメント続く? 現役幹部自衛官の考察...解決のカギは「指揮」と「統御」のバランス? \(2023年12月31日掲載\) | 日テレ NEWS NNN](#))。

自衛隊はリクルートをする以前にこうした問題を解決することが先ではないか。

そのような状況で、日本が日中友好条約を破棄してまで中国と戦争をする必要があるだろうか? 沖縄が島の大半を基地として提供し戦場になる必要がどこにあるのだから

う。この次の戦争は必然的に核兵器を使うことが予想されている。放射能の海になってしまえば生きていくことも難しい。中国との経済交流がなくなると、食糧自給率の低い日本は餓死者が多数出るだろう。近隣国との平和外交に励む以外の選択肢は残されておらず、それがもっとも損害の少ない確実なやりかたである。

子どもの権利条約における沖縄県の立ち位置について

沖縄の子どもたちはすでに、敗戦後何十年にも渡り、米軍基地が近接するがゆえにさまざまな被害を受けつづけてきた。戦闘機の騒音や部品物落下、PFAS 汚染、米兵による性暴力事件などはいずれも、沖縄の子どもたちが背負わされてきた「特段の課題」であり、保護者を初め関係者が署名や裁判などさまざまな形で訴えても米軍はまったく聞く耳をもたず、日本政府からの働きかけは形ばかりのものでしかなかった。

さらに基地はそれ自体が深刻な環境破壊の原因にもなっている。貴重な水源でもあり生き物の宝庫である「やんばるの森」の破壊も進み、森の中で米軍の訓練が今も続けられている。そんな中、米軍廃棄物が蝶類研究者の宮城秋乃さんの個人的な努力で多く発見されている。宮城さんは口のきけない生き物をたとえ一人になっても守ると決心しておられる。辺野古の基地建設は軟弱地盤であることからほとんど完成不可能ではないかと思われる。そして今も工事は続き埋め立てのための土砂搬出では、ありえないことに沖縄戦で犠牲になられた方の遺骨が混じる土を戦争のための基地に使おうとしている。遺骨収集を長年続けておられる具志堅隆松さんは、何度も国や地方自治体に働きかけ、ハンガーストライキで抗議を続けてこられた。

子どもを含む次世代の若い人たちは、沖縄戦を生き延び戦後も続いた苦しい生活の中を生き抜いた人たちにとって宝である。次世代に何を残すべきか、今こそ真剣に見直すべきときではないか。

「国際情勢が緊迫しているから」「国防優先だから仕方がない」などという考えに引きずられる限り、戦争を止めることはできない。緊急事態時であっても戦時であっても、むしろそういう時こそ子どもの権利を守り平和を勝ちとろうというのがこの権利条約の趣旨だと考える。

また沖縄県はイスラエルと IT 分野で連携していくというが ([駐日イスラエル大使が池田副知事と面会 IT分野の連携で一致 | NHK 沖縄県のニュース](#))、イスラエルは現在、歴史上まれにみる冷酷なガザ虐殺を進めている国である。なんの罪もない子ども

もたちが容赦なく殺害される、まさに地獄絵のような状況、手足切断など生涯背負わなければならない後遺症に苦しむ子、大切な家族を失って呆然とする子などを前に絶望的な気持ちになる。それに対し世界は何の手立ても打てずにいるどころか、やろうと思えばできることもやらずにすませている。

子どもを亡くして泣き崩れる父親、狂乱状態になる母親など、愛する家族を失う悲劇を、メディアを通じて眼にする人が多いことと思う。画面に映るのは一瞬であるが、それぞれが一生涯哀しみを背負い、敵国に対する憎悪を募らせていく。破壊された街を回復するのも大変な時間がかかる。それにも拘らず、狂気に近い民族浄化がつづいている。そんな中で沖縄県がイスラエルと軍事使用される可能性の高いIT分野で連携するなど、ありえないことである。沖縄県にはイスラエルの蛮行に対し断固NOを突きつけていただきたい。そして子どもの権利について積み重ねてこられた知識・経験をもとに、ガザの子どもたちの苦境に対し、わたしたちにできることはないか考えていただきたい。子どもの権利を中心に各国間の交流がなされ対話がなされることは互いの共感を呼び、命の大切さを理解しあうことにつながり、平和への大きな一歩となると確信する。